

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	安全な生活環境及び地域経済活動環境の確立、並びに観光資源として重要な戦跡の保存に寄与する。
(2) 事業の必要性 (背景)	<p>ミクロネシア連邦チューク州（トラック環礁）は、日本統治下に連合艦隊の基地が置かれ、修理整備給養地として重要な拠点であったため太平洋戦争中に米軍による大規模な航空攻撃を受け、多数の日本艦船が沈没している。</p> <p>それらの艦船は、燃料、爆発性物質や砲弾等を積載したまま沈没し、戦後処理をされないまま海中に放置され現在に至っている。</p> <p>戦後70年有余年を経過し、艦船の部材の腐食劣化、構造材の浸食が進み、燃料タンク等からの油脂類及び積載された炸薬等の化学物質の漏洩が生じ、チューク州トラック環礁内の島々を汚染している。これは海中生態系を破壊するだけでなく、チューク州最大の産業である海洋観光や漁業産業発展の妨げになっている。</p> <p>よって、沈没船を捜索しその位置を特定し、沈没船からの油漏れ（各種油脂類、化学薬品等の漏洩を含む。）の実態を調査し、当該沈没船の漏洩の程度を把握するとともに、漏洩がある場合は漏洩個所の応急処置（穴埋め、有害化学物質の除去等）を実施することにより、同油漏れ等に起因する生活環境や人体を含む生態系への影響を除去することが喫緊の課題である。</p> <p>前述のとおりトラック環礁海域には海軍艦艇及び民間徴用船等約80隻もの戦争沈没船があり、ミクロネシア連邦政府からも、これらの環境汚染対策についての要請がなされている。</p> <p>このため、公刊資料、過去の民間団体調査資料及び現地での聞き取り情報、水深等から、早急に処置すべき対象沈没船を選定し、これらの船からの漏洩状況等の実態調査及び対処を行い、その要請に応えることが必要である。</p>
(3) 事業内容	<p>ア 沈没船の捜索・位置の特定及び沈没状況の把握</p> <p>ミクロネシア連邦チューク州に沈没しているとされる旧日本軍の徴用船舶の中、戦史及び現地の情報を検討して捜索対象船舶を以下の船舶に限定し、その位置を特定するとともに、沈没している状況を把握する。</p> <p>探査対象とする船舶：リオデジャネイロ丸、伯耆丸、桃川丸、天城山丸、平安丸、寶洋丸、清澄丸、乾祥丸、山霧丸、神国丸、花川丸、日豊丸、富士山丸、北洋丸、長野丸等</p> <p>(ア) 第1年次事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予想探査対象沈船数：4隻前後</li> <li>・ 予定浅海域探査面積：約16km<sup>2</sup></li> </ul> <p>(イ) 第2年次事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予想探査対象沈船数：5隻前後</li> <li>・ 予定浅海域探査面積：約20km<sup>2</sup></li> </ul>

## (ウ) 第 3 年次事業

- ・ 予想調査対象沈船数：6 隻前後
- ・ 予定浅海域探査面積：約 2.4 km<sup>2</sup>

(別紙第 1 「事業地及び予定探査対象船舶」)

## イ 油脂漏洩防止応急処置等

位置の特定された沈没船の積載物、積載量を確認・推定するとともにその漏洩状態を調査する。漏洩物質が、海中環境を汚染し、生態系に危害を及ぼしていると認められる場合は、漏洩防止のための応急処置を行うとともに、滞留している漏洩物質は可能な範囲で回収する。

この作業実施中に、ERW (Explosive Remnants of War) が発見され、炸薬の漏洩が認められ、生態系に有害なピクリン酸であった場合は、油脂の場合と同様に漏洩防止処置を行う。

また、船倉内に遺骨を発見した場合は、その状況を確認し関係機関へ報告する。

## (ア) 第 1 年次事業

- ・ 1 年次に捜索発見した沈没船の調査
- ・ 当該船舶に対する漏洩防止処置
- ・ 予想処置対象沈船数：4 隻前後

## (イ) 第 2 年次事業

- ・ 2 年次に捜索発見した沈没船の調査
- ・ 当該船舶に対する漏洩防止処置及び 1 年次での処置船舶のモニタリング
- ・ 予想処置対象沈船数：4 隻前後及び 1 年次の処置船への補修処置隻数

## (ウ) 第 3 年次事業

- ・ 3 年次に捜索発見した沈没船の調査
- ・ 当該船舶に対する漏洩防止処置及び 1～2 年次での処置船舶のモニタリング
- ・ 予想処置対象沈船数：3 隻前後及びモニタリング結果補修が必要と認められた隻数

## ウ 技術移転

ミクロネシア連邦チューク州の環境局・水産局の関係者で、州政府から指定された者（各期 4 名程度を予定）を対象とし、海中の探査、測量に関する技術、油等有害物質の漏洩防止応急処置に関する技術、ERW 取扱法、潜水病に関わる可搬式再圧タンク（ワンマンチャンバー）操作法等の教育を行い、任務遂行能力を向上させる。

(別紙第 2 「技術移転実施計画」)

<p>(4) 持続発展性</p>	<p>ア 沈没船探査・漏洩防止応急処置</p> <p>探査した沈没船の位置及び状況の情報並びに事業実施中に発見した漏洩物質やERW等の情報は全てミクロネシア連邦政府・チューク州政府に提供する。ミクロネシア連邦政府・チューク州政府はこのデータに基づきトラック環礁内の状況を把握することができ、応急処置に対する継続的なモニタリングにより技術移転を受けた者を中核として応急処置を行うことにより良好な環境の維持が可能となる。</p> <p>イ 技術移転</p> <p>海中の探査、測量に関する技術、漏洩防止の応急処置及び救護・救急処置に関し、チューク州の各関係機関の職員に技術移転を行うことにより技術移転内容が受講者から逐次他の職員等に普及することが期待できる。また教育資料として英語版のビデオを作成する予定であり、これを用いることにより部内での教育普及が容易になるとともに受講者は受講以降も常にブラッシュアップを図ることができる。</p>
<p>(5) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>ア 沈没船調査及び漏洩防止・処理</p> <p>今回の事業で対象とする船舶は現地情報によると観光ダイビングポイントになっており、これらの沈没船からの油脂類の漏洩を防止することにより環境の保全、生態系の改善及びダイバーの安全が確保され海中観光客の増加が期待できると共に、生活環境の改善に寄与できる。</p> <p>また数値で示すことは困難であるが、万一、油が漏洩し近辺の島に漂着した場合、その処理に要する経費は膨大となることは明らかであり本事業で予防措置を講ずることは効果的である。</p> <p>イ 技術移転</p> <p>技術移転教育対象者に対する教育成果の判定は試験をもって行う。</p> <p>試験内容、評価基準については教育実施状況を勘案しながら決定する。</p>